

平成24年第3回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成24年9月11日）

---

（午前9時58分 開会）

開会・開議宣告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいまから、平成24年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に1番梶敏さん、5番原田稔朗さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（山崎数彦君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月13日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（山崎数彦君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案10件及び報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成24年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。  
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。  
以上で、報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第4 市政報告であります。

教育行政について報告を求めます。

吉田教育長。

○教育長（吉田英一君） ー登壇ー

おはようございます。

平成24年6月12日開催、第2回定例市議会以降の市政報告1件を申し上げます。

学校職員の事故報告について、現在までの経過と概略を報告いたします。

既に、新聞報道等で御承知のとおり、9月4日火曜日、歌志内市立歌志内中学校の教諭が、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等の疑いにより逮捕される事故が発生しました。教諭は、自宅のパソコン内に児童ポルノの動画を保存し、ファイル共有ソフトを利用して、不特定多数の人が閲覧できる状態にした疑いがあります。現在、警察にて取り調べを受けている最中であり、詳細な情報を得ることはできません。

教諭は、昨年歌志内中学校に勤務し、岩見沢市内の自宅より通勤しており、担当教科は国語、現在は1年生の担任をしております。

中学校長からの報告によりますと、9月4日正午ごろ、教諭の妻より学校へ連絡があり、4日の朝6時30分ごろ、岩見沢市にある教諭の自宅が家宅捜索を受け、自宅のパソコンが押収され、美唄署にて事情聴取を受けているとの連絡がありました。当日は、学校祭の代休日でありましたが、16時から全教職員を招集し、臨時の職員会議を行う一方、18時30分からPTA三役及び1学年委員長に対する状況説明を行っております。また、生徒の登下校時に、報道関係者との間に混乱することが予想されたため、保護者による送迎をお願いしております。

翌5日、全校集会を開き、状況説明を行う一方、18時30分から緊急に全保護者に来校いただき、状況説明を行っております。

今後につきましては、現在も本人と連絡がとれないため、詳細な事項を把握することはできていませんが、空知教育局や関係機関との連携を密にしながら、事故の全容や今後の対応等について協議していくこととしております。

このたびの事故は、教諭の私的な事故とはいえ、児童ポルノに関する事故だけに、教師として最もあるまじき事故であります。生徒や保護者、地域に不安を与え、一生懸命頑張っているほかの教師や学校に対する信用を失墜させた行為は大変遺憾であります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

## 報 告 第 1 0 号

○議長（山崎数彦君） 日程第5 報告第10号平成23年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第10号平成23年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため数値が表示されません。実質公債費比率は14.5%で、将来負担比率は80.2%です。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第10号は報告済みといたします。

## 報 告 第 1 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第6 報告第11号平成23年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

報告第11号平成23年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

特別会計の名称。

市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計。すべての特別会計において資金不足額がないため、数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第11号は報告済みといたします。

## 議 案 第 3 9 号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 議案第39号公平委員会委員の選任についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

泉谷市長。

○市長（泉谷和美君）　－登壇－

議案第39号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字中村65番地12。

氏名、染谷純一。

生年月日、昭和17年9月10日。

提案理由は、公平委員染谷純一氏が平成24年9月25日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。任期は4年間でございます。

次ページをお開き願います。

染谷純一氏の略歴でございますが、再任でございますので説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君）　これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第39号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、これに同意することに決しました。

## 議 案 第 4 0 号

○議長（山崎数彦君）　日程第8　議案第40号歌志内市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君）　－登壇－

議案第40号歌志内市暴力団排除条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展を目的として、社会及び地域全体で暴力団の排除を推進するため、この条例を制定しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

歌志内市暴力団排除条例第1条は、目的を定めるものでございます。

第2条は、条文中の用語の定義であります。

第3条は、社会全体で暴力団排除を推進するため、市、市民等、関係機関及び関係団体が相互に連携、協力することを基本理念として定めるものであります。

第4条は、市の責務を定めたものであり、北海道や警察、関係機関との緊密な連携、協力、情報提供を行うことを定めるものであります。

次ページに行きまして、第5条は、市民等の責務を定めたものであり、市が行う暴力団排除施策への協力と情報提供に努めることを定めるものであります。

第6条は、市の事務事業における措置を定めたものであり、市の事務事業により暴力団を利用することのないよう予防する措置について定めるものであります。

第7条は、暴力団の活動に利用されないよう、公の施設の利用の不許可等について定めるものであります。

第8条は、暴力団排除を推進するに当たり、市民の安全確保に配慮するよう、市民及び事業者に対する支援について定めるものであります。

第9条は、青少年に対する教育等のための措置について定めるものであります。

以上のほか、暴力団排除を推進するため、第10条として広報及び啓発の実施、第11条として委任、規定を設けております。

なお、附則第1項は、施行期日を定めているものであり、また、本条例において、暴力団の公共施設利用を制限する規定を設けますことから、同じ法律の趣旨に基づき、平成9年に制定しております歌志内市公共施設の暴力団排除に関する条例につきましては、内容が重複いたしますので廃止することとし、附則第2項としております。

このほか、本条例で引用しております暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律につきまして、施行期日が政令に委任されておりますことから、附則第3項として調整規定を設けております。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議 案 第 4 1 号

○議長（山崎数彦君） 日程第9 議案第41号歌志内市防災会議条例及び歌志内市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第41号歌志内市防災会議条例及び歌志内市災害対策本部条例の一部を改正する条例の

制定について御提案申し上げます。

提案理由は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が公布されたことに伴い、関係条文を整備しようとするものであります。

次ページの本文に参ります。

なお、改正内容につきましては、定例会資料の1ページに新旧対照表を掲載しておりますので、あわせてごらん願います。

初めに、歌志内市防災会議条例の一部改正でございます。

（歌志内市防災会議条例の一部改正）。

第1条、歌志内市防災会議条例（昭和38年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、第3号を第4号とし、第2号及び第3号を次のように改める。

第2号、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第3号、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。第3条第5項中「の各号」を削り、第8号の次に次の1号を加える。

第9号、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者。第3条第6項中「及び第8号」を「、第8号及び第9号」に、「及び2名」を「、2名及び2名」に改める。

第3条第7項中「第5項第8号」の次に「及び第9号」を加える。

これは、今般の法改正により、災害発生時における防災会議と対策本部の役割の見直しが行われ、災害時の情報収集については、災害対策本部が一元的に行うことが効果的であるとされることから、防災会議の諮問会議としての役割を所掌事務として明示するとともに、会議の委員として新たに自主防災組織の構成者や学識経験者を任命するよう追加するものであります。

続きまして、歌志内市災害対策本部条例の一部改正についてでございます。

（歌志内市災害対策本部条例の一部改正）。

第2条、歌志内市災害対策本部条例（昭和38年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改める。

これは、前条に同じく、災害対策基本法の改正により、これまで同一の規定であった都道府県と市町村の災害対策本部の役割を明確にするため、新たに法第23条の2として市町村災害対策本部の規定が設けられたことから、条例で引用しております箇所を整備するものであります。

本文の附則でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 自主防災組織を構成する者、または学識経験がある者とありますけれども、歌志内でどんな人が当てはまるのかと、あと、歌志内にそういった方がいるのかをお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） まず、自主防災組織ということですがけれども、今、検討しているのは町内会代表を予定しております。各町内会の人たちの自主防災組織があるところというこ

とで、市内の代表者はだれかということで今考えております。それと、学識経験者というのは、なかなか歌志内市、大学の先生とか地質学者とかそういう気象関係の人がいないものですから、これについては外部のほうで任命したいなということで今、検討を始めているところでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） その外部から任命をするということなのですが、いつごろまでに行う予定なのですか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 速やかにしたいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 議案第42号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西丸消防長。

○消防長（西丸強君） ー登壇ー

議案第42号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年総務省令第17号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

これは、近年の電気自動車の普及に伴い、設置が進められております電気自動車用の全出力20キロワットを超え、50キロワット以下の急速充電設備が対象火気設備等に追加されたことから、急速充電設備を設置する際の位置、行動及び管理の基準を新たに定めるため、必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料2ページを

ごらん願います。

第11条の次に、第11条の2を加える。内容につきましては、防火上有効な措置が講じられた構造であること。振動等により転倒、落下、破損等が生じない構造とし、急速充電設備の機能に支障を及ぼすおそれのない構造等の基準を定めるものでございます。

また、第2項につきましては、関係規定の準用及び字句を改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

(施行期日)。

1の、この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)。

2は、条例施行に際し、必要な経過措置を規定するものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

### 議 案 第 4 3 号

○議長(山崎数彦君) 日程第11 議案第43号電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長(松井敬道君) ー登壇ー

議案第43号電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託について御提案申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、歌志内市の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託するため、別記のとおり規約を定め、同条第3項で準用する同法第252条の2第3項の規定により事務を委託することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、中空知広域市町村圏組合を構成する5市5町で、電子情報処理組織による戸籍等事務を共同運用するに当たり、当該事務を滝川市に委託するため、委託に関する規約を定め、事務委託に関する議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。



電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約。

第1条は、この規約における委託事務の内容を定めるもので、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、歌志内市の電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務を滝川市に委託するものでございます。

第2条は、委託事務の範囲を定めるもので、第1号は戸籍法第3条第1項の戸籍事務並びに住民基本台帳法第16条第2項の規定による戸籍の附票の調製及び人口動態調査令第3条の規定による人口動態調査票の作成に係る事務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器の設置、使用、管理に関する事務を滝川市に委託するものでございます。

第2号は、第1号に関する戸籍等事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等の作成及び保管を滝川市に委託するものでございます。

第3号は、第1号と第2号に掲げる業務に付帯する業務についても、滝川市に委託するものでございます。

第3条は、管理及び執行の方法を定めるもので、委託事務の管理、執行については、委託先である滝川市の条例規則、その他の規程を適用するものでございます。

第4条は、経費の負担を定めるもので、第1項は、委託事務の管理及び執行に要する経費は委託者である歌志内市の負担とし、歌志内市はその年度に要した経費を滝川市に交付するものでございます。

第2項は、経費の額及び交付の時期は両市が協議の上定めるものとし、滝川市はあらかじめ委託事務に要する経費の見積もりに関する書類を歌志内市に送付するものでございます。

第3項は、委託事務の経費負担につきましては、両市でその基本的な算定方法を定めるものでございます。

第5条は、委託事務の収支の分別を定めるもので、委託事務の管理、執行に係る収入及び支出については、滝川市の歳入歳出予算において分別して計上するものでございます。

第6条は、決算の場合の措置を定めるもので、地方自治法第233条第6項の規定により、滝川市の決算の要領を公表したときは、同時に委託事務の決算に係る部分を歌志内市に通知するものでございます。

第7条は、連絡会議等を定めるもので、第1項は委託事務の管理及び執行について、連絡調整を図る必要があるときは連絡会議を開くものとするものでございます。

第2項は、連絡会議のほか、委託事務の円滑な運営を推進するため、事務関係者との調整会議を開くことができるものとするものでございます。

第8条は、条例等改廃の場合の措置を定めるもので、第1項は委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部、もしくは一部を改廃しようとする場合は、滝川市長はあらかじめ歌志内市長に通知しなければならないとするものでございます。

第2項は、委託事務の管理及び執行に適用される滝川市の条例等の全部、もしくは一部が改廃された場合は、滝川市長は直ちに当該条例等を歌志内市長に通知しなければならないとするものでございます。

第3項は、第2項の規定による条例等の改廃の通知があったときは、歌志内市長は直ちに当該条例等を住民に公表しなければならないとするものでございます。

第9条は、事務委託の廃止の場合の措置を定めるもので、委託事務の全部、または一部を廃止する場合には、滝川市は決算によって生じる剰余金を速やかに歌志内市に還付しなければならないとするものでございます。

附則。

第1項、この規約は平成25年4月1日から施行する。

第2項、歌志内市長は、この規約の告示の際、あわせて委託事務に関する滝川市の条例等が歌志内市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

以上で、本文の説明を終わりました、次に、定例会資料の4ページをごらんください。

電子情報処理組織による戸籍と事務に関する事務委託に関する資料でございます。

左側に、歌志内市を含む9市町が滝川市に電子情報処理組織に関する事務を委託し、共同運用したときのイメージ図を掲載しております。事務の委託先である滝川市に戸籍システムのサーバーを設置し、ネットワーク回線によりサーバーに接続して戸籍データを使用するものでございます。図では網掛けになっておりますが、このサーバーには10市町分のデータを別々に保存し、共同で運用することから、これらにかかる経費につきましては、戸籍割りによる案分や均等割により10市町で負担することになります。

また、これらとは別に、各市町にパソコンやプリンターの配置、滝川市以外は紙戸籍を電子化する必要がありますが、これらはそれぞれの市町で個別に対応することになります。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 今の事務の委託に関する規約ですけれども、これに関して現在想定される範囲で結構なのですけれども、メリットというのはどの程度あるのか。ないしは、どういうメリットが想定されるのか。

あと、デメリットとして考えられるものはないのか。例えば、市民サービスですとか、個人情報ですとか、それから職員数の変化ですとか、そういうことに関しての想定されることを教えていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） メリットで一番大きいものは、単独で導入するよりも共同で運用しますので、管理経費が安くなるということでございます。

デメリットにつきましては、各自治体によるネットワーク回線の使用料が発生します。単独ではかからない経費でございます。また、使用時間、これも滝川市の時間に合わせる必要がありますので、その部分の制約が出てくる可能性があります。また、サーバーに障害が発生したときは、ネットワークでの証明書の発行ができない場合が考えられます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 具体的に私何点か上げたのですけれども、市民サービスの、例えばスピードがアップするだとか、ないしは個人情報は管理がしやすくなるだとか。あるいは、それに今まで携わっていた職員数が変化するだとか、そういうふうなことは考えられないのですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 市のほうの職員数につきましては、変わらないというふうに思っております。

また、個人情報の部分につきましては、ネットワークでも閉鎖されているネットワークを使用しますので、その部分につきましては、セキュリティーの部分は大丈夫だというふうに思っております。

あと、市民のメリットの部分につきましては、今度、電子化されますので、今まで紙戸籍ですと名寄せで索引しなければなかなかわからないものが、今度、検索で可能になりますので、その部分ではスピードアップが図られるのではないかというふうに思っています。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

#### 議 案 第 4 4 号

○議長（山崎数彦君） 日程第12 議案第44号砂川地区保健衛生組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） ー登壇ー

議案第44号砂川地区保健衛生組合同規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市を含む石狩川流域下水道関連6市6町が、汚水処理施設共同整備事業を実施することに伴い、石狩川流域下水道組合が、同事業に係るし尿処理施設の設置及び運営管理に関する事務を共同で処理することから、砂川地区保健衛生組合が共同処理するし尿処理に関する事務及び、これを組織する市町の負担金の負担割合の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

砂川地区保健衛生組合同規約の一部を変更する規約。

砂川地区保健衛生組合同規約（昭和43年地方第1518号指令）の一部を次のように改正する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の5ページをごらん願います。

第1条中「し尿処理施設並びに」を削る。これは6市6町が汚水処理施設共同整備事業を実施することに伴い、同事業に係るし尿処理施設の設置及び運営管理に関する事務を石狩川流域下水道組合が共同で処理することから削除するものでございます。

第4条中第1項の表、し尿処理施設に関する事務の項を削り、第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。これは第1条と同様に、組合の共同処理する事務から、し尿処理施設に関する事務を削除し、これによる項の繰り上げを行うものでございます。

第13条第2項中、第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。これは、し尿処理施設に係る経費負担割合を削除し、これによる号の繰り上げを行うものでござい

す。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この規約は、平成24年12月1日から施行する。第2項は、経過措置でございます。この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における砂川地区保健衛生組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担割合については、改正後の第1条、第4条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 5 号

○議長（山崎数彦君） 日程第13 議案第45号石狩川流域下水道組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） ー登壇ー

議案第45号石狩川流域下水道組合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及び事務の対象となる市町の一部変更等に伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次のページの本文に参ります。

石狩川流域下水道組合規約の一部を改正する規約。

石狩川流域下水道組合規約（昭和60年空振興第278号指令）の一部を次のように改正する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の7ページをごらん願います。

題名の次に、第1章から第4章及び附則の目次を付すものでございます。

次に、第2条につきましては、組合を構成する地方公共団体に関する条でございますが、し尿等の共同処理を行うことを目的とし、新たに月形町及び雨竜町を加えるための改正でございます。

第3条は、共同処理する事務に関する条ですが、現在行っております石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に加え、新たに、芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市、

奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町、雨竜町及び月形町の6市6町によるし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を追加するものでございます。

第4条では、これまでの組合の事務所は組合長の所在地としておりましたが、他の組合と整合性を図り、実際に事務を取り扱っております施設所在地である奈井江町字茶志内10番地に変更するものでございます。

第5条第1項では、組合議会の議員定数を21名から25名に変更するもので、その内訳として、同条第2項の規定により、新たに組合議員を選出していただくものでございます。

第5条第3項及び第6条第2項は、文言の整理でございます。

次に、第8条の2については、今回のし尿処理に関する事務の追加により、共同処理する事務が複数となり、事務ごとに関係市町の構成が異なることとなることから、議会の議決方法の特例について新たに規定を追加するものでございます。

内容といたしましては、「組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席しているすべての組合議員の過半数でこれを決する。」とするもので、当該事件に係る市町の意向が十分反映されるように保障するものでございます。

第9条第1項では、新たにし尿処理に関する事務が追加され、複合的一部事務組合となることから、今後の組合運営のさらなる円滑化、組織の強化を図るため、副組合長を2名から3名体制に変更しようとするものでございます。

次に、第4章の章名の改正ですが、第15条の追加に伴い、組合の経費から補則に改めるものでございます。

第14条第2項については、負担金の割合を組合議会において定めることとしていたものを、本規約の別表において定めることとし、負担割合の考え方を明らかにしたものでございます。

第15条は、その他事項として、新たにこの規約に定めるもののほか、必要な事項は組合議会の議決を経てこれを定める旨の条項を追加するものでございます。

別表は、第14条第2項の規定により、負担金の負担割合を定めるために追加するもので、1の表として石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定め、これにつきましては、現在、石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴集条例において定められている負担割合の考え方を規約に規定にしたものでございます。

また、別表2の表については、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定めるもので、共同負担としてし尿量割、施設建設費負担として均等割10分の1、し尿量割10分の9、施設管理運営費負担としてし尿量割との負担割合とするものでございます。

附則第1項は、施行日でございます。この規約は、平成24年12月1日から施行する。

附則第2項は、経過措置でございます。この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における石狩川流域下水道組合が、共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の割合については、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることとし、本処理場において、し尿等に関する事務が改正されるまでの期間については、従前の事務が継続することを規定しております。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

#### 議案第46号から議案第47号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第14 議案第46号と日程第15 議案第47号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第46号、議案第47号の決算認定につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、議案第47号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成23年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成23年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成23年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成23年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成23年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきまして、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

平成23年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成23年度の決算については、安定した財政基盤の確立を目指し、平成21年度に策定した歌志内市財政健全化計画（第2次計画）に基づき、緊急性・重要性の精査を行いながら、適切な事業の実施に努めました。

また、財政調整基金へ2億8,000万円の積み立てを行い、不測の事態に対応する財源の確保に努めるとともに、市営公共下水道特別会計において1億9,414万7,000円の市債の繰上償還を行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入59億1,092万4,000円、歳出56億6,348万5,000円で、2億4,743万9,000円の黒字となりました。前年度と比較しますと、歳入で2億5,025万8,000円、4.4%の増、歳出で3億5,559万2,000円、6.7%の増となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億3,802万円の黒字、国民健康保険特別会計で1億933万9,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計で8万円の黒字となりました。

市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計からの繰出金により収支の均衡を計っています。

## 2、歳入歳出の状況。

### (1) 一般会計。

歳入の主なものは、地方交付税27億4,983万5,000円(対前年度比3.5%)、繰越金2億5,126万3,000円(同50.0%)、諸収入2億9,768万2,000円(同88.5%)で前年度を上回りました。

その増の主なものは、地方交付税では震災復興特別交付税などの増、繰越金では、消防庁舎改修事業等繰越明許費に係る繰越金の増、諸収入では、空知産炭地域振興助成金などの増となっています。

一方、市税2億3,260万4,000円(対前年度比マイナス8.7%)、使用料及び手数料3億902万9,000円(同マイナス2.0%)、国庫支出金5億6,894万9,000円(同マイナス21.6%)、道支出金1億5,309万4,000円(同マイナス2.2%)、市債1億9,775万8,000円(同マイナス27.8%)で前年度を下回りました。

その減の主なものは、国庫支出金では改良住宅建替事業費交付金などの減、市債では改良住宅建替事業債などの減となっています。

歳出(性質別分析)では、投資的経費が3億6,450万6,000円(構成比7.6%)、義務的経費が21億7,002万1,000円(同45.6%)、その他の経費が22億2,561万4,000円(同46.8%)となっています。

前年度との比較では、投資的経費が1億9,104万3,000円(対前年度比マイナス34.4%)の減、義務的経費が3億452万8,000円(同マイナス12.3%)の減、その他の経費が6億5,878万5,000円(同42.0%)の増となりました。

投資的経費の減は、歌神地区改良住宅建替事業の減によるもので、義務的経費の減は、市債の繰上償還金の減、その他の経費の増は、新産業等創造事業助成金の増、財政調整基金積立金の増、市債の繰上償還に伴う市営公共下水道特別会計繰出金の増によるものです。

### (2) 特別会計。

4会計合わせて歳入総額は10億1,276万3,000円で、前年度と比べ2億28万7,000円(対前年度比24.7%)の増で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計における市債の繰上償還に伴う繰入金の増によるものです。

歳出では、投資的経費が4,680万8,000円(対前年度比113.3%)、義務的経費が5億8,793万7,000円(同43.2%)、その他の経費が2億6,859万9,000円(同マイナス3.6%)となっており、義務的経費の増の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の増によるものです。

## 3、財政構造(普通会計ベース)。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は87.4%(前年度84.2%)、財政力の強弱を示す財政力指数は0.116(同0.122)、公債費比率は7.1%(同9.4%)

です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰入金等を含めて算出した実質公債費比率は14.5%（同18.4%）です。

4、投資的事業（1件1,000万円以上）。

中型バス購入、分収造林事業、上歌最終処分場膜処理装置装備、ロータリー除雪車整備、東光地区道路改良、歌神地区改良住宅解体除却、消防庁舎改修事業、公民館講堂舞台吊物装置改修、リフト整備、圧雪車購入。

次の5、各会計補正予算以下の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上が、平成23年度各会計決算の概要でございます。

○議長（山崎数彦君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君） ー登壇ー

続きまして、議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成23年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成23年度歌志内市病院事業報告書でございます。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成23年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

（1）総括事項。

本年度は、昨年度に引き続き、国の「公立病院改革プラン」による病院経営の改善等を踏まえ平成21年3月に策定した「歌志内市立病院経営健全化計画」を病院運営の指針として自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても昨年同様、嘱託医師を含めた医師の固定化により診療体制に支障が出ないように努めてまいりました。

経営面では、普通交付税で特例措置されていた病床数15床の削減により、一般会計からの繰入金が大幅に減収となる一方、支出においても医療法の改正により前倒しで看護師を増員したことによる給与費の増や材料費の薬品購入の増及び燃料費のA重油単価アップによる経費の増などが収支状況に大きく反映されました。

患者動向による収入状況では、外来収益にあっては患者数の減少から厳しい経営を強いられましたが、入院収益にあっては、診療日数1日増による患者数の増や医療必要度の高い入院患者の受け入れ等で効率よく運営されたことから、昨年度実績を上回ることになりました。

結果として、当年度収支で1,734万5,000円の純損失が生じ、累積欠損金は8億4,365万4,000円で本年度の事業運営を終えた次第であります。

（ア）患者の状況。

年間延べ入院患者数は2万1,335人（1日平均58.3人）で、前年度より159人（1日平均0.3人）の増加、また、外来患者では1万6,273人（1日平均66.7人）で、前年度より166人（1日平均1.0人）の減少であります。



(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)。

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億5,146万1,000円で、内訳は、医業収益が4億2,315万1,000円、医業外収益が1億2,831万円であります。総事業収益を前年度と比較しますと493万円の減であります。その内訳は、医業収益の入院収益が294万3,000円の増、外来収益が43万9,000円の減、その他医業収益が380万3,000円の増で、医業収益総体では、630万7,000円の増であります。医業外収益は、他会計補助金が1,020万9,000円の減、負担金交付金が75万4,000円の減、その他医業外収益が27万4,000円の減、医業外収益総体では1,123万7,000円の減であります。

一方、総事業費用は5億6,880万6,000円で、内訳は、医業費用が5億5,155万4,000円、医業外費用が1,725万2,000円あります。

総事業費用を前年度と比較いたしますと2,001万7,000円の増で、その内訳の主なものは、医業費用の給与費が1,438万5,000円の増、材料費が347万円の増、経費が459万7,000円の増、減価償却費が185万2,000円の減、資産減耗費が136万5,000円の減、研究研修費が27万9,000円の減で、医業費用総体では1,895万6,000円の増であります。医業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が84万3,000円の減、雑損失が190万4,000円の増で、医業外費用総体では、106万1,000円の増であります。

(資本的収入及び支出)。

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び22ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額にて御説明いたします。

総収入額は6,622万1,000円で、内訳は、出資金が6,323万9,000円、他会計繰入金が298万2,000円あります。総支出額は、総収入額と同額の6,622万1,000円で、内訳は、建設改良費が298万2,000円、企業債償還金が6,323万9,000円あります。

以上、病院事業会計の平成23年度事業概況でございます。

議案第46号と議案第47号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(山崎数彦君) これより、議案第46号平成23年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第47号平成23年度歌志内市病院事業会計決算の認定について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○7番(谷秀紀君) 議案第46号の関係なのですが、地方交付税で総体的に56.1%になっておりますが、この中で、前年度伸び率は1.4%とあります。そこで、この主な要因はということで人口急減補正の増などによるものだということになっておりますが、この人口急減補正は何%ぐらいふえているのでしょうか。そしてまた、この人口急減補正に対して産炭地の首長関係で、何かこの人口補正の増に対して話題というか、議題というか、そういう問題が話し合われたことはあるのでしょうか。その2点について。

○議長(山崎数彦君) 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ただいまの件につきまして、人口急減補正の増加率ということなのですが、それについては把握しておりませんので、この場で御返答はちょっと無理ということをお願いいたします。

それと、同じく人口急減補正に係って、産炭地にかかわる関係の議員さん方の動向などということなのですが……。〔「そこは聞いていない。」と呼ぶ声あり〕

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 交付税の関係で、人口急減補正の関係でございますけれども、5市1町で協議会をつくっております、首長会議年に2回、あるいは総合開発期成会の中での一つの班として5市1町の関係がございます。そういった市長会を含めて期成会の中でも、いわゆる地方交付税の確保ということがどの自治体にとっても大きな課題でありまして、その時点その時点で要望を出しております。

また、5市1町の首長会議の中では、人口急減補正ということで、これを期成会の中での産炭地域としての一つの大きな要望事項として取り上げられておりますし、この項目については空知期成会の中で各班に分かれますけれども、5市1町は一つの班の中で進めております。また、そういった中で、産炭地関係の議員の活動状況等についての話題は会議の中では出ております。そういった面も含めて、この交付税についての要望を強く進めてきたところでありますし、これからもそういった要望が必要であろうかと感じているところでございます。

○議長（山崎数彦君） 谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） 財政課長、何%受けたかというのがわからないということなのですが、推定でもわかりませんか。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 申しわけありません、今その資料を持ってきていないものですから、推定でもわかりかねます。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

## 議 案 第 4 8 号

○議長（山崎数彦君） 日程第16 議案第48号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） ー登壇ー

議案第48号の一般会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第48号平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成24年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,966万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億7,174万6,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、戸籍総合管理システム導入に係る戸籍データ作成委託業務。期間、平成25年度。限度額、5,869万円。

本件は、中空知広域市町村圏組合を構成する5市5町による戸籍総合管理システムの共同運用に向けての戸籍データ作成委託業務であり、システムの運用は平成25年10月に稼働予定でございます。

第3表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、消防救急無線デジタル化事業。補正前限度額、1,260万円に4,990万円増額し、補正後限度額を6,250万円に変更するものです。増額の理由は、消防救急デジタル無線共通波整備に伴う過疎債の増です。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法に変更はありません。

5ページをお開き願います。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳出）。

2款総務費1項総務管理費6目財産管理費15節工事請負費81万9,000円の増額補正は、上歌旧職員宿舍解体除却工事の増で、周辺の環境整備と公共残土処分地の確保を図るものでございます。

13目諸費23節償還金利子及び割引料125万1,000円の増額補正は、平成23年度生活保護費道費負担金等の清算に伴う道支出金返還金でございます。

次に、3項1目とも戸籍住民基本台帳費7節賃金64万7,000円の増額補正は、戸籍総合管理システム導入に伴う事務補助員賃金の増です。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費12節役務費2,000円の増額補正と、次ページの20節扶助費252万円の増額補正は、北海道が措置していた入院患者の入院費について平成24年4月から市に権限移譲されたことによるものです。対象人数は3人でございます。

次に、2項老人福祉費1目老人福祉事業費300万円の増額補正は、住民参加型高齢者生活支援等推進事業費の増です。内容は、住民参加型の地域づくりを進めるための事業で、住民等との意見交換会や地域関係者との検討の場を設置し、あわせて住民への周知、説明を実施して

いくものがございます。

8節報償費98万円は、意見交換会、講演会等の講師謝礼です。

9節旅費6万円は、講演会講師等との打ち合わせ。

11節需用費66万5,000円は、事務用品等消耗品費が41万5,000円、資料印刷製本費が25万円です。

12節役務費5万円は郵便料。

13節委託料60万円は意見等分析・評価委託料が30万円、報告書作成委託料は30万円です。

18節備品購入費64万5,000円は、ノートパソコン、プロジェクター、ワイヤレスマイク、スピーカー等、視聴覚備品等の購入費でございます。なお、本事業については、歳入の同補助金により全額措置されております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費11節需用費32万円の増額補正は、医薬材料費の増で、予防接種実施規則の一部改正に伴い、本年9月1日より従来の経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンに変更されたため、接種回数が増加したほか、ワクチン単価が上がったことによる増であります。

13節委託料66万3,000円の増額補正は、予防接種実施規則の一部改正に対応するための健康管理システムの改修委託料が55万2,000円、ポリオワクチンの接種回数の増加に伴う健康診断等委託料が11万1,000円でございます。

8ページをお開き願います。

2項清掃費2目ごみ処理費19節負担金補助及び交付金162万円の増額補正は、平成23年度砂川地区保健衛生組合負担金の清算誤りによる再清算に伴う増でございます。

次に、9款1項とも消防費3目消防施設費15節工事請負費7,483万2,000円の増額補正は、現在使用しているアナログ無線が平成28年5月に終了することから、本年度共通波をデジタル無線へ移行するための整備費でございます。さらに、後年度には活動波の移行を予定しております。

なお、本事業の概要につきましては、定例会資料の10ページに添付していますので、御参照願います。

次に、10款教育費6項保健体育費4目学校給食費15節工事請負費25万4,000円の増額補正は、老朽化に伴う給食センターボイラー軟水装置取りかえ工事でございます。

次に、15款1項1目とも予備費373万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものがございます。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（歳入）。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金126万円の増額補正は、療養介護医療費の増によるものがございます。

2項国庫補助金4目消防費補助金1節緊急消防援助隊設備整備費補助金2,487万5,000円の増額補正は、消防救急デジタル無線設備補助金でございます。

次に、14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金1節障害者自立支援給付費負担金63万円の増額補正は、療養介護医療費の増によるものです。

2項道補助金2目民生費補助金9節住民参加型高齢者生活支援等推進事業費補助金300万円の増額補正は、歳出に対応した全額補助金でございます。

4ページをお開き願います。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものです。

次に、20款1項とも市債については、第3表地方債補正のところの説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第48号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 最初に、5ページの戸籍住民基本台帳費の賃金、これ私は、もし私の質問が誤っていたら御指摘をしていただきたいと思います。

恐らく、戸籍事務の共同事業運用のための事務補助員賃金だと思うのです。それで、これはそのために臨時職員を雇うのだと思うのですけれども、その仕事の内容をお伺いいたします。なお、1日雇わなくても、今の人員でできないのかということ。

それから、もう一つは、このシステムについては、ほとんどというか、100%だと思うのですけれども、業者がやるのではないかという気がするのですけれども、そういう意味でお伺いをいたします。

続きまして、8ページの消防費です。四、五点質問をいたします。

今、提案説明の中で資料は10ページを見てくださいと、こうありました。それで、この資料の説明内容、中身の内容の説明が全くございません。この資料は見ますと、デジタル化をやったらこのような形になりますよということだと思います。それで、7,480何がしをかけて、表紙に補正予算の資料と書いてありますけれども、補正予算の資料となるのかということをお伺いいたします。

それから、8月29日に常任委員会がありました。それで、本日提案された条例や何かの件で、二、三件報告があって、9月の定例に出しますよというような報告がありましたけれども、この件については、これは私、今回の定例会の議案でかなり重要だと思っております。

そこで、なぜ委員会に報告ができなかったのか、その理由をお伺いしたいと思います。これが2点目。

3点目、少なくとも補正予算の資料であれば、この資料のシステム系統図の中の消防本部と市役所の基地局に分かれておりますけれども、少なくとも消防本部のほうは幾らかかりますよと、市役所の基地局は幾らかかりますよと、このようなことで資料として、この図面ではなくて、金額も示すべきではないかというふうに考えます。

4点目、単独ですので、7,480万何がしがかかると思います。それで、砂川市を中心とした場合の広域化でやるとした場合でもこのような形になるのか。それと、形はこの図面のようになるのか。それから、もし広域化に加入した場合で、このような図面のとおりやるとすれば、金額は単独でやるのとどれだけ違うのかをお伺いしたいと思います。

5番目、なぜ市役所に基地局を置かなければならないのか、その理由をお伺いしたいと思います。また、広域化でやった場合もこのような形になるのかも、あわせてお伺いしたいと思います。

6点目、このデジタル化は28年5月末までとなっておりますけれども、今やるということは広域化をあきらめたのか。今する理由をお伺いしたいと思います。

それと、ついでに私、毎回補正予算のことについて質疑をさせていただきますけれども、補正予算は何ぞやということでございます。これは今、当初予算で設計委託料について1,33

5万円組んでおりますけれども、設計委託をして、その設計が上がってきたのだと思うのですけれども、この緊急性の問題です、いつも私、補正予算で質疑をいたしますけれども、なぜ今年度の補正までやって、その緊急性を伺いたいと思います。

それから7点目、陸上移動局無線及び携帯無線の関係でございますけれども、これは先ほども金額のことを申しましたけれども、9台、11台とありますけれども、こんなに台数が必要なのか。どのようなときに、どのような使用の仕方をするのか伺いたいと思います。

なお、これらについては、工事請負費の中に入っているようでございますけれども、私はこのものについては備品ではないのかという気がいたします。購入後はどのような考え方で処理をするのか。また、それぞれ、先ほど申しましたけれども、金額も資料の中に明示されておりません。それぞれ1台幾らぐらいかかるのかをお伺いしたいと思います。

御存じのとおり、3回しか質問ができませんので、的確に御答弁をお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうからは、戸籍の関係の部分について御説明申し上げます。

賃金の関係でございますが、賃金はどのような内容かということで、まず、この部分につきましては、戸籍の共同化の部分で事務量がふえるものですから、それで賃金職員を採用したいということで、職務内容につきましては定例的な業務で、今、職員が行っております窓口業務、また定例的な書類の作成、この部分を臨時職員の方にやっていただきたいというふうに思っております。そうすると、今度、職員のほうが、その部分が外れますので、職員につきましては戸籍の電子化に向けたチェック事務と確認事務、こちらのほうをやらせようというふうに今考えております。

それと、1日雇わなくてもよいのではないかとということでございますが、今のところ、どれぐらいの業務量が出てくるのかわからない部分がありますが、業者さんのデータによりますと、大体訂正の発生率が10%程度、あと、本人への訂正した部分の告知が15%程度を予定されております。一応この部分を想定して業務量を把握しておりますが、歌志内の場合は人口に比べまして戸籍数が多いものですから、この部分でチェックをするとすると、やはり現在の職員だけではちょっと足りないということで、1日臨時職員を置くということで、安全圏もありますけれども、今のところは見ております。実際に業務量を見まして、必要なければ、その部分につきましてはお休みしてもらおうとか、そういうような手法もとりたいというふうに思っております。

あと、業者のほうでほとんど行うのではないかとということでございますが、業者のほうでは、よく間違えがある部分、脱字ですとか訂正、誤字、こちらの部分については、ある程度業者のほうでほとんどできると思います。ただ、最終的なチェックは職員が行いますけれども、それ以外に余りケースがない部分、この部分についてはさまざまなケースがありますので、法務局に確認をしたり、中には家裁に確認をとらないとだめな部分とか、こういうものがございまして、そうするとこの部分については職員がやらなければなりませんので、そういう部分で職員の業務がふえてきます。最終的なチェックは職員が行いますので、その部分で定例的な部分につきましては業者さんがやらしてもらいますけれども、そういう特殊な部分、これは最終的に職員が残りますので、臨時職員を採用しなくても業者さんだけでできるのではないかと、今のは、今のところはちょっと難しいというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、私から、1点目の資料10の資料について十分かということで

ございますが、機械の構成をこのような形だということ載せたものでございます。どのような形で市役所になったか、本部にどのような機械を置くのか、すべて網羅するには相当の資料となりますので、構成をあえて載せさせてもらいました。

2点目の8月29日の行政委員会に報告はできなかったかということでございますが、既に予算等特別審査で御報告申し上げておりましたが、国の補助金ありきの事業のため、補助の交付決定が5月、ここから電波伝搬調査に1カ月、実施設計並びに整備積算に2カ月ほどかかっております。その間、御報告するタイミングがありませんでしたので、御理解いただきたいと思っております。

次に、広域化した場合、このような形になるのかということでございますが、当然、広域化した場合でも無線が繋がらないところは、消防の生命線だと思っておりますので、このような形になるものだと私は思っております。これで広域した場合、例えば金額はどうだったのかということになりますと、これに中継局をつくる形になりますので、5,000万円近くこれに上乘せになるというふうに積算はしております。

次に、どうして市役所の屋上にアンテナを建てるか、基地局をつくるのか、本部にはどうしてないのかという質問だと思いますが、経費の関係で、安く上げるためにはどこに建てたらいいかということで伝搬調査を行ったところでございます。その結果、消防本部に建てますと、どうしてももう1基、基地局を神威方面に建てなければなりません。その結果、基地局1基当たり5,000万円近くかかりますので、そうならない一番最善な方法として、市役所を選定したものでございます。

先ほど申しましたが、緊急性はどうだったのかということでございますが、整備計画が早いのではということと、これは類似すると思っておりますので、あわせて説明いたしたいと思っております。

デジタル無線に関する国の財政支援については、道に照会いたしました財政支援が24年度はございますが、25年度以降につきましては先細り、あるいは望めないというお話があり、市関係部局と協議した結果、コスト削減のため財政支援が打ち切りではないうちに活用することが最善ではないかということになりました。そのようなことから、デジタル無線の補助メニューである平成24年度緊急消防隊設備整備費補助金を本年4月に申請、5月に交付決定となったため、今回の整備となったところでございます。

なお、今回の補助は、かねてからの事業であります水槽付消防ポンプ自動車整備事業も同時に申請しております。さらに、道補助金のデジタル無線関係分の国の予算が全国で20億円程度と、昨年度の5分の1に減額になりました。そのような中、補助に係る当市の順位は全国で40番目以下であり、補助が採択とされるのは極めて厳しいと言われたところでございます。

また、全国的には、いまだ未整備の消防が600ほどございます。今後において、補助申請並びに工事が集中することが考えられ、設計業者及び工事業者が不足し、電波法において定められた期限である28年5月に間に合わなくなる可能性があることから、今回の整備となったものでございます。

なお、近隣の消防本部においても同様な形でやっている次第でございます。

次に、広域化はあきらめたのかということでございますが、決してそのようなことはございません。私どもは、広域化は、これはなくてはならない、しなくてはならないと思っておりますので、その前段として共通波のみ整備を行うものでございます。

先ほど財政課長から説明ありましたが、活動波については、これは次年度以降、広域も踏まえた形で考えていきたいと、整備したいというふうに考えております。

次に、車に9台、携帯無線11台、このように要るのかということでございますが、各車両

に消防無線はすべて必要でございます。また、携帯無線に関しましては、救急車両に2台、また火災については各隊員に持たせて、緊急の場合には火災現場で危険になりますので、避難命令をかけるためにはこの台数は最低でも必要だというふうに考えております。実際には、職員すべてに無線機を持たせることが最善だと思っておりますが、当初の一次出動に関する部分として、このような結果で上げた次第であります。

工事請負に備品購入費が入っているかという件に関しましては、建設課長のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 備品購入の関係でございますけれども、今回、工事請負費に含まれておりまして、この理由といたしましては、消防本部において遠隔制御器車載、携帯移動局無線装置の整備、市役所における基地局無線装置及び電源装置の整備といった相関関係がしっかりしていないとふぐあいを起こすことが懸念されます。そういったリスク回避も含めて、これら一体的に整備する工事請負費で発注することが最良として考えておりまして、工事請負費に含めたということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 申しわけありません、答弁漏れがありましたのでお答えいたします。

市役所に建設費幾らか、本部に幾らかかったかということでございますが、それにつきましては、あえて入札の関係もありまして、しなかつたものでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） まだ答弁漏れがあります。

私、先ほども言いましたように、これはこの資料は、第3回定例会の一般補正予算の資料ですよねということを言っているのですよ。それで、1番目ちょっと聞こえなかったものですから再質問しますけれども、私は、この資料は、7,480万何がしをかけてこうすることで整備をいたしますよと、これはわかるのですよ。ただ、予算の資料ですから、7,480万円をかけてやるとすれば、ここの資料にあるように、例えば消防本部のこの枠で囲ってありますよね、補正予算の資料なのですから、消防本部のこういうシステムについては、工事請負費ですから幾らかかるのですかと、こちらの市役所基地のほうについては幾らかかるのですよと、この数字ぐらいは補正予算の資料ですから、数字ぐらいは上げてもいいのではないかということを行っているわけですよ。

それから、この下に、先ほど柴田課長も答弁ありましたが、9台、11台、これについては何ぼかかるのですかと。これ、そのために設計委託をして、それぞれ積み上げたのが何か知りませんが、7,480万何がしが出てきたわけでしょう。そうすると、我々に示す資料としては、非常に不親切ではないかということをおっしゃっているわけですよ。その辺をきちんと答弁をしていただきたいと思っております。工事請負費で7,480万何がしと数字が出ているわけですから、わかりますか。

それから、委員会に報告できなかつたと言いますけれども、先ほどの答弁では、だれも数字を、委員会でその報告の仕方がいろいろあると思うのですよ。だから、私は、こういうことを今回の議会の補正として出すのであれば、この資料を出したっていいでしょう、委員会に。資料を出して、こうこうこういうことで、9月の定例会に補正予算として提出しますけれどもど



うですかということで、この資料を委員会に報告してもいいのではないですか。そういうことを私言っているわけですよ。

それから、その補正予算を、これ何回も私は言っていますけれども、緊急性はどこにあるのだということなのです。補助金がどうのこうの、おかしいでしょう。

それから、先ほども答弁漏れがありましたけれども、そういうシステムだから工事請負費1本にした、これはわかりますよ。だけれども、入って工事が終われば単品で9台、11台来るわけでしょう。来た場合に、それでは、備品台帳の整理はどうなるのかということを知っているのですよ、私。それで、例えば、この11台のうち、二、三年たって更新しなければならぬということが出たとすれば、更新するのに工事請負費で買うのですか。その辺を知っているのですよ。もう少ししっかりした答弁をお願いします。

○議長（山崎数彦君） 午後1時まで休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 先ほど、2回目なのだけれども、1回目、2回目で答弁漏れがあるから、先に答弁してもらってください。答弁漏れがあったから、答弁漏れを先にやってください。

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩いたします。

午後 0時57分 休憩

---

午後 1時04分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 答弁漏れ等で、大変申しわけございませんでした。

1点目の入札の金額につきましては、入札もありますので詳細についてはお答えできませんが、車につける無線機はおおむね100万円以上、携帯無線は30万円以上いたします。また、備品台帳はどうなるかという質問ですが、それについては市の建物台帳に記載すると、そういうこととなります。市の財産台帳のほうに記載する形となります。

2回目の質問でありました、その後、例えば更新したらどうなるのかということでございますが、それについては備品購入費で買うと、そういうことでございます。

次に、委員会に報告がおくれたということでございますが、消防本部の決裁が終わったのが27日で、28日の委員会にできなかったことは大変申しわけなかったと思っております。

2点目の市役所と消防本部の金額は幾らか、これについても入札の関係がありますので、大まかではありますが、市役所では3,000万円、消防で約1,000万円弱か強ぐらいですね、その辺になるのではないかと思っております。

また、無線の今回の補正の緊急性につきましては、先ほど申しましたが、コスト削減を考慮した結果、国の補助ありきの事業として今回やったものでございますので、交付決定が5月、それから伝搬調査、実施設計が3カ月かかりますので補正となったと。当然、補助を使うのですから、緊急性はあるというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 原田稔朗さん。

○5番（原田稔朗君） 最後ですので、1回で終わりたいと思うのですが、今、無線の9台、11台の関係は工事請負費でやりますよと。そして終わったら、財産台帳といったかな、備品としては扱わないですよという答弁だと思うのです。それで、これは市役所で備品の区分を決めていますよね。分類、品目例、例えば分類でいくと1ね、机、テーブル、台類、2がいす類、3が棚、戸棚、箱類とか、それから4が事務用機器だとか、そして分類でいくと17まであるのかな。そして、6の中に機械、器具類とあるのですよ。そして、この中では、これは備品として扱わなければならないのは、まず額で1万円以上かな、これをちゃんと市の規則で決まっているのですよね。それで、6番目に機械、器具類とあるのですよ。この中に、トランシーバーとか無線機とかテレビとか洗濯機とか、こういうものについては備品として備品台帳に載せて備品で取り扱いなさいという規則で決まっているのです。それで、私は当然そういうふうになると思っていましたのですけれども、答弁ではそのようにならないようです。それで、更新する場合は、今度備品で買うと。

そうすると、例えば11台工事請負費で器械が来るよと。そうすると、その中で1台か2台壊れて更新をするということになると、そのときは備品で買えますよということになると、備品で買うと、例えば1台買ったなら備品台帳に1台と載るわけですよ。そうすると、その取扱者がずっといけばいいのですけれども、引き継ぎ引き継ぎでいったとき1台しかないのと、こうなると思うのですよ。ですから、その辺の取り扱いをきちんとすべきではないかと。ちゃんと規則で決まっているわけですから。

それから、確認をしたいのですが、緊急性の問題ですけれども、先ほどの答弁では、これは28年5月31日まで整備すればいいですよと、こうなっていますよね。これは恐らく法律で決まっているのだと思うのです。そうしますと、ことしやらないと来年、再来年とやっていく間に補助金が減るといような答弁だったと思うのですよ。それで、私はそういうことではないと思うのです。例えば、28年5月31日までに整備すればいいわけですから、そうすると補助金だって、例えば補助率が3分の1だよとか、2分の1だよとか、4分の1だよと決まっているはずなのです。そして、国でその分の毎年、その予算を取るときにどういうとり方をするのか知らないけれども、全市町村でやるわけですから、予算の規模によってはことしはもう予算がないから来年にしてくれとかということになると思うのですよ。そうしないと、補助率が変わるとすれば早い者勝ちかと、こうなるわけでしょう。私は、そういうことは考えられないと思うのですけれども、その辺をもう1回お願いします。

それから、先ほど砂川市に加入して、その後、広域化でやってもどうなのだとということで聞いたら、その後でも5,000万円以上違いますよと、広域化に入って後からやっても、今、7,480万円ですか、プラス5,000万円以上かかりますよという答弁だったと思うのですけれども、本当にこれは間違いないのか、確認をさせていただきます。それから、先ほどの補助金の関係も確認をさせていただきます。

それから、広域化はあきらめていないという答弁でございましたけれども、しからば、今、ことしでもいいです、何回協議をやって、どの程度進んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） まず、補助の関係から御説明申し上げます。

本当は議員のおっしゃるとおり、そのままのが一番なのですが、実際、去年は9.9億円、ことしは2.0億円と減額されております。これは、やはり大震災の関係があり、その辺の予算

がすべて震災関係のほうに回っているということでございます。

また、砂川の広域化についてですが、どのような協議を行っているか。先ほども申しましたが、無線は消防の生命線だと私は思っております。情報伝達がなければ部隊の運用もうまくできません。そのようなことから、近隣、滝川を含め赤平、砂川についても、今、デジタル無線の設計と構築を行っているところでございます。その関係上、歌志内が実際に広域化になった場合、どこが不感地帯かどうかということは、まだその調査は終わっておりませんので、デジタル無線が構築された後に、また広域化の話は当然出てくるものだというふうには思っております。現状においては、今のところ協議は行っておりません。

広域化して5,000万円ぐらいかかるのかということでございますが、現状ではかかるのと、中継局をつくることになりますので、そのぐらいの金額はかかるんだということでございます。ただ、これから数年後になれば、当然、器械が安くなるということも考えられるということでございます。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 森脇財政課長。

○財政課長（森脇正志君） 私のほうから、1点目の備品の取り扱いということで、今までの建物を整理した場合、工事請負費でやった場合はすべて建物台帳のほうで登載をしていると。その建物の中には備品も当然含まれる場合もありますが、一括して建物台帳のほうで整理しております。それで、そういう答弁のとおり、工事請負費で整備したものにつきましては、建物台帳で整備し、2回目以降、2回目というか、その備品が老朽化して新しく買う場合は備品台帳に登載されるということになります。

しかし、原田議員のおっしゃることも正論ということで考えますので、ちょっとこら辺につきましては、1回目の工事請負でできた時点で建物と備品と分けることを、他市町の状況も調査しまして、検討事項とさせていただきたいと思えます。

それと2点目について、消防長と重複するのですが、緊急性の問題なのですが、当初予算では見ていなかったものが、補助金の枠が少ないものですから当初予算では見ないで、一応、国のほうには補助申請をしたところ、採択を見たということで、今回の補正に至ったということでございます。国のほうから通知されているのは、この補助金については枠があると。例えば、金額がちょっと明らかではないのですが、2,000億円なら2,000億円の補助金の枠を使い切ってしまったら、後は過疎債で国のほうは対応するというような考えでいるというようなことですので、今回、その補助金がついたということで補正に至ったという状況であります。

以上です。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

暫時休憩します。

午後 1時16分 休憩

---

午後 1時17分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開します。

答弁漏れがありましたので、西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 補助率が変わることはないのかということでございますが、昨年度と今年度では補助率も変わっております、実際に。具体的に言いますと、交付率が変わったと、そういうことでございます。

以上です。

○議長（山崎数彦君） 原田議員の質問を打ち切ります。

ほかにありませんか。

川野敏夫さん。

○2番（川野敏夫君） 若干の確認なのですけれども、先ほど、議案の第43号の折に業務委託する関係で、職員数の変化はないのかという質問をしたのですけれども、その時点では変化はないという話でした。これは、事務補助員というのは職員には勘定しないということなのか、その辺をちょっと確認させてください。

それと、先ほどの説明の中で、人口の割には歌志内の場合、戸籍が多いという説明があったのですけれども、将来的にこの4,300人の人口のために、ざっと見て5,000万円ぐらいの業務委託ですか、これが本当に必要な金額なのかどうか。大体4%ずつぐらい減少している現在、戸籍が減っていくのではないかというふうにも考えるのですけれども、本当に将来的にこの制度が必要なのかどうか。

それともう一つ、再三、消防長のほうから答弁があるのですけれども、広域化は進めるべきだということなのですけれども、今回の七千数百万円には、この広域化されたときに考えられる、ダブった分の投資というのではないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山崎数彦君） 松井市民課長。

○市民課長（松井敬道君） 私のほうから、戸籍の関係について御答弁申し上げます。

職員数の関係でございますが、先ほど申し上げたのは、市の正職員ということで申し上げましたので、臨時職員の部分については含まれておりません。

あと、戸籍が4,200人、4,300人の人口で必要なかということでございますが、戸籍につきましては法律のほうで電子化の義務づけがされておりまして、全国的にもほとんど、93%ぐらい電子化されております。ここの部分で、いつまでという期限はありませんけれども、共同化でできるときにしておかないと、単独ではなかなか難しいというふうに思っております。

あと、戸籍の数につきましては、現在戸籍という戸籍が、ことしの3月末で3,547件、除籍数で言いますと1万9,944件、改製原戸籍というものが3,518件で約2万7,000件の戸籍がございます。この部分につきましては、除籍になっても結局管理をしていかなければなりませんので、この部分につきましては5,800万円ぐらいということでもかかりますけれども、必要な金額だというふうに考えております。

○議長（山崎数彦君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） ダブった部分は広域化についてないのかということでございますが、あくまでも広域化は自賄い方式ということでございますので、当市でやる分には当市だと。ただ、今回は、あくまでも共通波部分だけの整備でございます。例えば、砂川と組合になった場合、砂川と結ぶ活動波については、今後それも見定めて計画的にやっていかなければならないということでございますので、例えば、消防本部の位置が変わったとかそういうことがない限り、ダブった部分はないというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

## 散 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

(午後 1時23分 散会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      山      崎      数      彦

署名議員      梶                      敏

署名議員      原      田      稔      朗